

千曲市公民館分館建設事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市公民館分館建設事業補助金交付要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「増築」の次に「、既存建物及びこれに附属する建物の購入」を加え、「バリアフリー」を「バリアフリー化」に改める。

第6条第2項第2号中「建築基準法」の次に「（昭和25年法律第201号）」を加え、同項中第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 領収書（写し）

第6条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 建物売買契約書（写し）

別表中

「

増築	増築に要する経費 ただし、181,000円／㎡を上限とする。	2分の1
----	-----------------------------------	------

」を

「

増築	増築に要する経費 ただし、181,000円／㎡を上限とする。	2分の1
既存建物及びこれに附属する建物の購入	既存建物及びこれに附属する建物の購入に要する経費 ただし、181,000円／㎡を上限とする。	2分の1

」に、

「

バリアフリー	障害者のための施設整備事業 スロープ、手すり、昇降機	2分の1 ただし、200万円を限度とする。
用地取得に係る借り入れ利息	建築面積の2倍を超える部分の用地取得に係る借入金の償還に要する利子	1 借り入れた日から起算して据え置き1年を

		含む5年 2 半年賦元金均等償還 3 借入年度における借入縁故債の利率
--	--	---

」を

「

バリアフリー化	障害者のための施設整備事業 スロープ、手すり、昇降機	2分の1 ただし、200万円を限度とする。
用地取得に係る借入れ利息	建築面積の2倍を超える部分の用地取得に係る借入金の償還に要する利子	1 借入れた日から起算して据え置き1年を含む5年 2 半年賦元金均等償還 3 借入れ年度における借入れ縁故債の利率

」に

改める。

様式第1号中「申請者 ⑥」を「申請者 ⑦」に改める。

様式2号中

「ア 新築・改築・増築」を

「ア 新築・改築・増築・既存建物及びこれに附属する建物の購入」に、

「イ 修繕・バリアフリー・水洗化」を

「イ 修繕・バリアフリー化・水洗化」に、

「ア 用地取得 年 月 日から 年 月 日まで」を

「ア 用地・建物取得 年 月 日から 年 月 日まで」に

改める。

様式第4号中

「補助事業者 ⑥」を「補助事業者 ⑦」に、

「ア 新築・改築・増築」を

「 ア 新築・改築・増築・既存建物及びこれに附属する建物の購入 」に、

「 イ 修繕・バリアフリー・水洗化」を

「 イ 修繕・バリアフリー化・水洗化」に改める。

様式第5号を次のように改める。

公民館分館建設事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）千曲市長

補助事業者

住 所 千曲市大字
氏 名 公民館 分館
管理者 長 ㊟

年 月 日付 千曲市指令（達） 教委 第 号で交付確定通知のあった千曲市
公民館 分館建設事業 補助金を次のとおり交付して
ください。

補助金交付請求額 金 円

（フリガナ） 名 義	
金融機関名	銀行 金庫 組合 支店 農協 支所
口座種類	普 通 ・ 当 座
口座番号	

附 則

この告示は、令和5年 月 日から施行する。

令和5年8月23日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等の名称	千曲市公民館分館建設事業補助金交付要綱
制 定 区 分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
提案理由 市内各地区の少子・高齢化等の現状を踏まえると、建物（中古）を購入して分館とすることも十分想定されるため、補助対象経費に「建物購入」を加える。	

千曲市公民館分館建設事業補助金交付要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この要綱は、社会教育を振興するために集落（区）を区域とする公民館分館（千曲市公民館条例施行規則（平成15年教育委員会規則第19号）に規定する分館をいう。以下「分館」という。）を建設する事業（新築及び改築、増築_____、修繕、バリアフリー、用地取得及びし尿・雑排水の水洗化をいう。以下「建設事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 （実績報告） 第6条 （略） 2 実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。 （1） （略） （2） 建築基準法_____に基づく検査済証（写し） （3） （略） <u>（4）</u> （略） <u>（5）</u> （略） 別表（第3条関係） 【別記1 参照】	（趣旨） 第1条 この要綱は、社会教育を振興するために集落（区）を区域とする公民館分館（千曲市公民館条例施行規則（平成15年教育委員会規則第19号）に規定する分館をいう。以下「分館」という。）を建設する事業（新築及び改築、増築、<u>既存建物及びこれに</u>附属する建物の購入、修繕、バリアフリー化、用地取得及びし尿・雑排水の水洗化をいう。以下「建設事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 （実績報告） 第6条 （略） 2 実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。 （1） （略） （2） 建築基準法（<u>昭和25年法律第201号</u>）に基づく検査済証（写し） （3） （略） <u>（4） 建物売買契約書（写し）</u> <u>（5）</u> （略） <u>（6） 領収書（写し）</u> <u>（7）</u> （略） 別表（第3条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

<u>区分</u>	<u>補助対象経費</u>	<u>補助率</u>
<u>新築及び改築</u>	<u>新築及び改築に要する経費</u> <u>ただし、181,000円／㎡を上限とする。</u>	<u>2分の1</u>
<u>増築</u>	<u>増築に要する経費</u> <u>ただし、181,000円／㎡を上限とする。</u>	<u>2分の1</u>
<u>修繕</u>	<u>防災、環境衛生上の維持管理等に要する修繕工事</u> <u>100,000円以上</u>	<u>2分の1</u> <u>ただし、200万円を限度とする。</u>
<u>水洗化工事</u>	<u>し尿及び雑排水を公共下水、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設により処理</u> <u>するための工事</u>	<u>2分の1</u>
<u>バリアフリー</u>	<u>障害者のための施設整備事業</u> <u>スロープ、手すり、昇降機</u>	<u>2分の1</u> <u>ただし、200万円を限度とする。</u>
<u>用地取得に係る借り入れ利息</u>	<u>建築面積の2倍を超える部分の用地取得に係る借入金の償還に要する利子</u>	1 <u>借り入れた日から起算して据え置き1年を含む5年</u> 2 <u>半年賦元金均等償還</u> 3 <u>借入年度における借入縁故債の利率</u>

改正後（案）

<u>区分</u>	<u>補助対象経費</u>	<u>補助率</u>
<u>新築及び改築</u>	<u>新築及び改築に要する経費</u> <u>ただし、181,000円／㎡を上限とする。</u>	<u>2分の1</u>

増築	増築に要する経費 ただし、181,000円／㎡を上限とする。	2分の1
既存建物及びこれに附属する建物の購入	既存建物及びこれに附属する建物の購入に要する経費 ただし、181,000円／㎡を上限とする。	2分の1
修繕	防災、環境衛生上の維持管理等に要する修繕工事 100,000円以上	2分の1 ただし、200万円を限度とする。
水洗化工事	し尿及び雑排水を公共下水、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設により処理するための工事	2分の1
バリアフリー化	障害者のための施設整備事業 スロープ、手すり、昇降機	2分の1 ただし、200万円を限度とする。
用地取得に係る借入れ利息	建築面積の2倍を超える部分の用地取得に係る借入金の償還に要する利子	1 借入れた日から起算して据え置き1年を含む5年 2 半年賦元金均等償還 3 借入れ年度における借入れ縁故債の利率